

豊田市農業委員会議事録

令和5年12月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年12月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第83号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第84号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第85号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第86号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第87号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第88号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第89号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博		—————

< 欠席委員 > (2名)

18番	林 如実	19番	杉田 雅子
-----	------	-----	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
担当長	安藤 康朗	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、18番、林如実委員、19番、杉田雅子委員、以上2名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

12番、伊藤喜代司委員、13番、梅村貢司委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第83号から第89号までの審議案件7件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和5年議案第83号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第83号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

102番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

103番、志賀町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

104番、福受町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

105番、豊栄町の件。

担当推進委員の中尾委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

106番、宝町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

107番、住吉町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

108番、堤町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

109番、上丘町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

110番、堤町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

111番、下山田代町の件。

担当推進委員の天野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

石川委員： すみません、単純な質問で申し訳ありません。

申請理由の中に営農に精進するためというのがあるんですけど、これは経営規模拡大とどう違うんでしょう。

事務局： 事由が営農に精進するための議案2件は、105番は、申請者がお父様名義の農地の所有権を取得して代替わりするということで、自身の経営地であり、経営規模拡大が適切ではないので、営農に精進するためとしています。それから111番は、空き家情報バンクの特例取得で新規に就農するため、営農に精進するためとしています。

石川委員： ありがとうございます。

会 長： ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

(会場声なし)

会 長： じゃ、ないようですので、採決をいたします。

議案第83号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 8 3 号は承認決定されました。
令和 5 年議案第 8 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 5 年議案第 8 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1 6 番、渡刈町の件、自己用住宅（離れ）です。農地区分は、第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 4 0 %を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、1 7 番、亀首町の件、農産物直売所です。農地区分は、農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

水嶋委員： 問題ございません。

事 務 局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を伺いました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 4 号で上程されました 2 件について、賛成の委員は挙手をお願いし

ます。

(賛成者挙手)

会 長： 挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 4 号は、適当である旨、承認されました。

令和 5 年議案第 8 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 5 年議案第 8 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

2 1 8 番、河合町の件、診療所です。農地区分は、第 2 種農地及び第 3 種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域と水管、下水管、ガスパ管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設等がある農地です。許可基準は、第 2 種農地で、周辺の第 3 種農地を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できる及び第 3 種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、2 1 9 番、河合町の件、調剤薬局です。農地区分は、第 3 種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガスパ管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設等がある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、2 2 0 番、丸山町の件、調剤薬局です。農地区分は、第 2 種農地です。判断基準は、新上挙母駅からおおむね 1 キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 4 0 %を超える区域です。許可基準は、第 2 種農地で、周辺の第 3 種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、2 2 1 番、丸山町の件、診療所です。農地区分は、第 2 種農地です。判断基準は、新上挙母駅からおおむね 1 キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 4 0 %を超える区域です。許

可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、222番、本新町の件、分家住宅です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、223番、栄生町の件、駐車場です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。本案件は、始末書案件であり、平成28年頃から美容院の駐車場の一部として利用してしまっただけのものを今回是正するものです。

お願いします。

鈴木委員： 218番から223番、6件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、224番、岩滝町の件、太陽光発電施設です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、225番、岩滝町の件、太陽光発電施設です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、226番、畝部西町の件、こちら、農家住宅です。農地区分は、甲種農地です。判断基準は、第1種農地のうち、区画の面積、形状、傾斜及び

土性が特定高性能農業機械による営農に適するものです。許可基準は、甲種農地で、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、227番、畝部西町の件、農業倉庫です。農地区分は、甲種農地です。判断基準は、第1種農地のうち、区画の面積、形状、傾斜及び土性が特定高性能農業機械による営農に適するものです。許可基準は、甲種農地で、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他、地域の農業の振興に資する施設に該当します。

続きまして、228番、配津町の件、分家住宅です。農地区分は、甲種農地です。判断基準は、第1種農地のうち、区画の面積、形状、傾斜及び土性が特定高性能農業機械による営農に適するものです。許可基準は、甲種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員： 3件とも、問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、229番、永覚新町の件、流通業務施設です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田上郷スマートインターが存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、230番、宝町の件、分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして231番、若林西町の件、資材置場です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、232番、若林東町の件、分家住宅です。農地区分は、第3種

農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、233番、堤本町の件、駐車場です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、234番、花園町の件、分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に豊田南インターが存在する区域です。許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、235番、本徳町の件、分家住宅です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降、同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、236番、西広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、237番、城見町の件、自己用住宅です。農地区分は、第2種

農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、令和5年4月頃に当該地から国道への土砂流出を是正する工事をしましたが、その際、住宅用排水工事も行ってしまったことを今回是正するものになります。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

238番、中垣内町の件、残土処分場の一時転用ですが、こちら、総会前にお話しさせていただいたとおり、申請者より取下げ願いがありました。したがって、審議はしてはございません。

続きまして、239番、李町の件、太陽光発電施設です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、240番、中立町の件、太陽光発電施設です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、241番、小畑町の件、飲食店です。農地区分は、第2種農地です。判断基準は、その他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により工事の事前着手が明らかになり、始末書案件となりました。令和5年8月頃に、外構と水路工事をしてしまっていたため、始末書の提出をさせました。

本案件に関しては、林委員が本日欠席ですが、事前に問題ない旨、確認しております。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。
議案第85号で上程されました23件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第85号は、適当である旨、承認されました。
令和5年議案第86号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第86号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
15番、若林西町の件、変更内容は、事業区画変更です。
本件は、令和5年8月17日付で第5条の転用許可を資材置場で得ました。
業務拡大等により、まだ、面積が不足していることが判明したため、隣接地を申請地に追加するものです。なお、申請地は、農地であるため、同時に農地転用許可申請が出されております。
お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして16番、城見町の件、変更内容は、事業区域変更です。本件は、令和5年11月17日付で、第5条の転用許可を自己用住宅で得ました。当初は、敷地内に駐車場を設置する計画でありましたが、利便性及び安全性の面から駐車場を設置することとなり、車の通路部分を申請地に追加するものです。なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第86号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第86号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第87号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和5年議案第87号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

13ページを御覧ください。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

97番、田代町の件、リサイクルセンターの敷地増しです。

続きまして、98番、若草町の件、店舗、チーズ工房です。

御意見をお願いします。

鈴木委員： 2件とも、特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、99番、永覚町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

深津委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、100番、竹町の件、駐車場の進入路です。

続きまして、101番、竹本町の件、コンビニエンスストアです。

続きまして、102番、若林東町の件、市街化調整区域内地区計画住居系です。

続きまして、103番、竹本町の件、自己用住宅の敷地増しです。

続きまして、104番、広田町の件、分家住宅です。

続きまして、105番、竜神町の件、分家住宅です。

続きまして、106番、若林東町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

近藤委員： 7件とも特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、107番、前林町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

杉浦委員： 特に異議がありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、108番、加納町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、109番、保見町の件、分家住宅です。

御意見をお願いします。

水嶋委員： 問題ございません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、110番、石野町の件、自己用住宅です。

続きまして、111番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、112番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、113番、勘八町の件、自己用住宅です。

御意見ををお願いします。

水野委員： 4件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、114番、豊松町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

115番、汐見町の件、農振農用地編入案件です。

御意見ををお願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

122番、前林町の携帯電話基地局から、19ページの131番、下中町の携帯電話基地局までは、農振法第10条第4項の該当案件になります。

これらの案件は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の公共性が高いと認められる事業に係る施設に該当するため、皆さんに協議していただく必要はありませんが、農業振興地域整備計画の変更内容の一部でありますので、農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 7 号で上程されました 2 9 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 7 号は承認決定されました。

令和 5 年議案第 8 8 号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

農政企画課： 令和 5 年議案第 8 8 号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和 6 年 1 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。

別紙議案第 8 8 号資料①は、利用権の総括表になります。

議案第 8 8 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第 8 8 号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。

貸借の始まりはいずれも令和 6 年 1 月 1 日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり 2,524 筆 302 万 356.67 平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 88 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： 挙手多数と認めます。
よって、議案第 88 号は承認決定されました。
令和 5 年議案第 89 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 5 年議案第 89 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について」。

農業委員会に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり改訂する。

今回、御審議いただく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂案につきましては、お手元に配付いたしました別紙当日配付資料の 94 ページから 98 ページのとおりでございます。

内容の説明については、93 ページのまとめた資料のほうでさせていただきます。

資料の 1 に記載のとおり、指針とは、農地利用の将来ビジョンを描くもので、指針の作成、公表が、農地利用最適化交付金の交付要件になっております。

資料の 2 を御覧ください。

改訂案の骨子は、記載のとおり、基本的な考え方、遊休農地の解消、担い手への集積目標、新規参入者の最適化目標、3 年後と 10 年後の設定及び具体的な推進方法、地域計画の目標を達成するための役割でございます。

骨子のうち、最適化目標の設定の考え方について、特に重要でございます目標設定について、説明いたします。

資料の3を御覧ください。

①遊休農地解消については、令和4年度現在の遊休農地面積を、毎年度約10ヘクタール減らすこととしております。

②担い手の集積面積については、市基本構想で規定する農用地の目標集積率を目指し、地区単位で記載のと通りの集積率の目標を定め、それを踏まえて算出した集積面積を目標としております。

③新規参入者については、市基本構想で規定する目標年間新規就農者数10人を目標としております。

説明は以上になりますが、なお、本内容につきましては、11月の地区農業委員会において、全ての推進委員にも御説明を既にさせていただいております。

その内容につきまして、御意見等あれば、申出を事前にしていただくようお願いしてはいたしましたが、特になかったことをここで申し添えておきます。

説明は以上になります。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第89号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第89号は、承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案22ページ及び別紙配付資料99ページ及び100ページを御覧ください。

報告「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」。

1番、高岡町の案件から27ページを御覧ください。

23番、堤本町の案件までの23件について、納税猶予期間が20年を超過する農地として税務署から照会があり、事務局及び推進委員において現地を確認し、当該農地の利用状況について、記載の回答年月日に回答済みであることを報告いたします。

続いて、議案28ページを御覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

162番、水間町の案件から33ページを御覧ください。

184番荒井町の案件までの23件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案34ページを御覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

46番、田中町の自己用住宅及び駐車場の案件から、49番、美里の自己用住宅までの4件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案35ページを御覧ください。

報告「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

203番、金谷町の駐車場の案件から40ページを御覧ください。

225番、平戸橋町の自己用住宅までの23件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時35分)

議事録署名者
